

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R1企総管 マリンピア沖洲太陽光発電所及び和田島太陽光発電所 保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(業務委託箇所)

第5条 業務委託箇所は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 徳島市東沖洲1丁目 | マリンピア沖洲太陽光発電所 |
| (2) 小松島市和田島町字松田新田 | 和田島太陽光発電所 |

(対象機器)

第6条 本業務の点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------|
| (1) マリンピア沖洲太陽光発電所 | | |
| ア 太陽電池モジュール | 240W×8, 780枚 | 255W×4枚 |
| イ 太陽電池モジュール基礎 | 732基 | |
| ウ 接続箱 | 40面 | |
| エ 集電箱(5回路直流集合箱) | 8面 | |
| オ ケーブルダクト | 396m | |

- | | |
|---------------|--------------|
| (2) 和田島太陽光発電所 | |
| ア 太陽電池モジュール | 245W×8, 652枚 |
| イ 太陽電池モジュール基礎 | 748基 |
| ウ 接続箱 | 83面 |
| エ 集電盤 | 4面 |

(業務内容)

第7条 本業務の内容は、別紙「点検項目一覧表」に掲げるとおりとする。

- ・太陽光発電設備定期点検

(諸法令の遵守)

第8条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

(規格)

第9条 本業務の点検、測定にあたっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本工業規格 (JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第10条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、提出するものとする。
- 3 受注者は、原則として業務写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。
- 4 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議のうえ、すべての書類又は図面のみを紙納品することができる。
- 5 受注者は1項に定める電子成果品(正・副2部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りでない。

- | | | |
|----------------|-------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後7日以内 | 2部 |
| ア 業務概要 | イ 実施方針 | |
| ウ 作業方法 | エ 工程表 | |
| オ 業務組織計画 | カ 主要機械器具 | |
| キ 使用する主な図書及び基準 | ク 打合せ計画 | |
| ケ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 3部 |
| (3) 業務写真(代表写真) | 〃 | 1部 |
| (4) 業務写真 | 〃 | 2部 |
| (5) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(管理技術者)

- 第11条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 管理技術者は、業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 3 管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 4 受注者は管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
- 5 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
- 6 受注者は、本業務実施に際し原則として、管理技術者を現場に常駐させた上で作業を行わなければならない。

(その他)

- 第12条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 2 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 3 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 4 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 5 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 太陽電池アレイの配線ケーブルを架台に固定するための配線固定材（結束バンド）は発注者から支給するものとする。

(業務の完了)

- 第13条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

点検項目一覧表(1/2)

1 マリンピア沖洲太陽光発電所

太陽光発電設備定期点検

点検項目	点検内容	備考
ア 太陽電池アレイ	a モジュールの汚れ、損傷及び変色の有無を点検する。	
	b アレイの枠及び架台の変形、さび、損傷等の有無を点検する。	
	c 外部配線の損傷、接続端子の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合
	d 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	e 配線固定材(結束バンド)が外れている箇所は再結束する。	配線固定材は 発注者支給
イ 基礎	沈下、傾斜の有無、著しい基礎のひずみ、損傷、ヒビなどの有無を点検する。	
ウ 接続箱, 集電箱	a 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合
	b 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
	d 接続箱から各ストリング、接続箱から集電箱までの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	e 開放電圧を測定し、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	
	f 開放電圧測定のほか、I V特性をカーブトレーサーで測定する。	
エ 低圧開閉器類 【配線用遮断器】	a 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	
	b 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	緩みがある場合
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	d 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。	
オ 導電部	a 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	
	b 異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	
	c 導電接続部の緩みの有無を点検する。	
カ ケーブルダクト	ケーブルダクトの変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	ケーブルダクト内部は点検範囲外

点検項目一覧表(2/2)

2 和田島太陽光発電所

太陽光発電設備定期点検

点検項目	点検内容	備考
ア 太陽電池アレイ	a モジュールの汚れ、損傷及び変色の有無を点検する。	
	b アレイの枠及び架台の変形、さび、損傷等の有無を点検する。	
	c 外部配線の損傷、接続端子の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合
	d 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	e 配線固定材(結束バンド)が外れている箇所は再結束する。	配線固定材は 発注者支給
イ 基礎	沈下、傾斜の有無、著しい基礎のひずみ、損傷、ヒビなどの有無を点検する。	
ウ 接続箱, 集電盤	a 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合
	b 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
	d 接続箱から各ストリング、接続箱から集電盤までの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	
	e 開放電圧を測定し、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	
	f 開放電圧測定のほか、I V特性をカーブトレーサーで測定する。	
エ 低圧開閉器類 【配線用遮断器】	a 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	
	b 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	緩みがある場合
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	d 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。	
オ 導電部	a 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	
	b 異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	
	c 導電接続部の緩みの有無を点検する。	